

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課	2020年 10月14日	令和2年度特定鳥獣イノシシ等捕獲技術研修業務委託	2,409,814	長崎市樺島町9-13-30 2 一般社団法人 長崎県猟友会 会長 杉谷 和彦	特定鳥獣イノシシの捕獲技術向上研修にあたっては、イノシシ、わな及び猟銃の取扱い等に専門的知識を有し、かつ、狩猟全般について精通している者がその任にあたらなければならない。 また、県内の特定鳥獣イノシシの捕獲技術研修であることから、研修実施者は、県内各地域の実態等について知識を有するものが臨むべきものであり競争等による委託にはなじまない。 相手先団体は、県内唯一の狩猟者団体であり、県内の狩猟者の多くが当会員となっている。また、日頃から狩猟知識の普及、狩猟道徳の向上に尽力しており、狩猟全般に亘る専門知識を有している団体である。 従って、当団体以外には本業務を委託できる団体等は無く、本年度においても当団体に業務委託を行うこととする。	第167条の2第1項 第2号
2	農林部	農村整備課	2021年 3月19日	令和3年度災害復旧事業事務システム運用保守改良業務委託	2,750,000	東京都中央区日本橋富沢町1 0番16 一般社団法人 農業農村整備 情報総合センター 理事長 高橋 強	災害復旧事業事務システム（一社）農業農村整備情報センターが農林水産省指導のもとに平成17年に開発したものの。 使用許諾権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことが出来ない。 これにより相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
3	農林部	農村整備課	2021年 3月23日	令和3年度補助版農業農村整備標準積算システムVer. 3長崎県版運用保守改良業務委託	5,707,900	東京都中央区日本橋富沢町1 0番16 一般社団法人 農業農村整備 情報総合センター 理事長 高橋 強	積算システムとは、農林水産省が直轄工事のため開発したものの。 （一社）農業農村整備情報総合センターは農林水産省が開発した積算システムを県等の利用団体での使用を可能とするため、農林水産省と使用許諾契約を締結し、このシステムを補助版標準積算システムへ改良し提供・管理を行っている。 補助版標準積算システムは同センターが著作権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことができない。 これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
4	農林部	諫早湾干拓課	2021年 3月30日	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,662,222	長崎市尾上町3番1号 公益財団法人長崎県農業振興 公社 理事長 上田 祐司	国営諫早湾干拓事業は、平成19年に完成し、平成20年4月より当地への入植・増反者による本格的な営農が開始されている。当地では、平坦かつ広大な優位性を生かし、環境と調和した先進的な農業を積極的に推進することとしている。 当地で展開する環境保全型農業の技術を確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ・キャベツ・レタス等について、当地で栽培を行うほ場を確保することが必要である。 以上のことから、本件干拓地内のすべての農地を保有する（公財）長崎県農業振興公社より借受を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	農林部	農産加工流通課	2020年 4月1日	6次産業化サポート事業業務委託	8,041,000	長崎市桜町4番1号 長崎県中小企業団体中央会 会長 石丸 忠重	<p>当該業務は、6次産業化のための拠点を設置し、民間の専門家で構成する6次産業化プランナーを派遣し、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営全体の付加価値額向上のための経営改善の取組を支援するものである。</p> <p>国の農山漁村6次産業化対策事業補助金を財源としており、プランナーの謝金単価は国の標準額に準拠し県で定めており、派遣旅費等も実費精算であることなどから、競争入札には適さない。</p> <p>委託予定者である長崎県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）は、平成28年度に公募型プロポーザルを実施して受託事業者を決定した際、唯一応募があった団体で、実施体制、事業遂行上のスキル、ノウハウ等を審査したうえで選定している。</p> <p>また、中央会は、平成28年度から継続して6次産業化サポートセンターの運営で蓄積したノウハウと、1次・2次・3次産業の事業者とのネットワークを有していることに加え、県内での経営・経理・税務・金融等の指導や専門家派遣事業を実施するなど地場産業振興に向けた業務を行うなど経験豊富で支援機関としての体制が整っており、事業目的の達成に向けて最も信頼できる唯一の団体であることから、当該事業者を相手先として随意契約を行うもの。</p>	第167条の2第1項 第2号
6	農林部	畜産課	2020年 11月19日	防疫資材（消石灰）売買契約	5,388,075	長崎市出島町1番20号 全国農業協同組合連合会長崎 県本部 県本部長 中西 英雄	<p>全国的に鳥インフルエンザの発生が相次ぎ、本県においても家畜伝染病予防法第9条に基づく都道府県知事による消毒の実施命令を発する必要があると判断し、そのために必要な資材（消石灰）を至急確保する必要があり、「緊急の必要により競争入札に付すことができない」ため、随意契約を行った。</p> <p>また、家畜伝染病の防疫対策については、大量の資材が短期間に必要となることから、「家畜伝染病の防疫対策に関する協定書」により、全国農業協同組合連合会長崎県本部へ防疫資材の供給に係る協力を事前に締結しているところであるが、今回についても、大量の消石灰を短期間に県内各地（24箇所）へ納品することができ、全国で緊急消毒のための消石灰需要が急騰する中、必要量を確保することが可能なのは、全国農業協同組合連合会長崎県本部のみであったため、協定に基づき協力要請を行い、一者随意契約とした。</p>	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	農林部	畜産課	2020年 12月15日	防疫資材（消石灰）売買契約	5,346,000	長崎市出島町1番21号 全国農業協同組合連合会長崎 県本部 県本部長 中西 英雄	令和2年12月9日付2消安第3997号により、国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえた緊急消毒にかかる通知があり、本県においても緊急消毒を12月中に実施することとした。 このため、緊急消毒を速やかに実施するための資材の確保が急務であり、「緊急の必要により競争入札に付すことができない」ため、随意契約を行った。 また、家畜伝染病の防疫対策については、大量の資材が短期間に必要となることから、「家畜伝染病の防疫対策に関する協定書」により、全国農業協同組合連合会長崎県本部と防疫資材の供給に係る協力等について事前に締結しているところであるが、今回についても、大量の消石灰を短期間に県内各地へ納品することができ、全国で緊急消毒のための消石灰需要が急騰するなか必要量を確保することが可能なのは、全国農業協同組合連合会長崎県本部のみであったため、協定に基づき協力要請を行い、一者随意契約とした。	第167条の2第1項 第6号
8	農林部	畜産課	2021年 3月31日	令和3年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策 事業委託	9,669,000	諫早市下大渡野町2041番 地1 長崎レングリング協同組合 理事長 本田 清秀	本業務は、BSE対策特別措置法で義務づけられている死亡牛（96か月齢以上の死亡牛全頭、48か月齢以上の起立不能牛及び届出伝染病罹患牛等）のBSE検査を実施するため、農家等で死亡した検査対象牛を家畜保健衛生所獣医師が効率的かつ、漏れなく検査材料を採取することができるよう、該当死亡牛の一時保管と採材協力等を行うものである。 病性鑑定牛として家畜保健衛生所へ搬出する牛以外の死亡牛は、検査対象であるか否かに関わらず「化製場等に関する法律」に規定する死亡獣畜取扱場（以下、「取扱場」という。）へ搬入し、処分されており、検査対象牛の検査を漏れなく実施するため、取扱場へ委託することが効率的である。 よって、取扱場を運営する長崎レングリング協同組合へ本業務を委託するため、契約相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	農林部	畜産課	2021年 3月31日	令和3年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策 事業委託	4,123,900	東彼杵郡川棚町白石郷字宮田 1986-50 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆	本業務は、BSE対策特別措置法で義務づけられている死亡牛（96か月齢以上の死亡牛全頭、48か月齢以上の起立不能牛及び届出伝染病罹患牛等）のBSE検査を実施するため、農家等で死亡した検査対象牛を家畜保健衛生所獣医師が効率的かつ、漏れなく検査材料を採取することができるよう、該当死亡牛の一時保管と採材協力等を行うものである。 病性鑑定牛として家畜保健衛生所へ搬出する牛以外の死亡牛は、検査対象であるか否かに関わらず「化製場等に関する法律」に規定する死亡畜取扱場（以下、「取扱場」という。）へ搬入し、処分されており、検査対象牛の検査を漏れなく実施するため、取扱場へ委託することが効率的である。 よって、取扱場を運営するハラサンギョウ株式会社へ本業務を委託するため、契約相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
10	農林部	林政課	2020年 4月1日	ながさき森林づくり担い手対策事業等業務委託	9,872,292	諫早市貝津町1122-6 一般社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江利春	森林整備の担い手を確保するため、高校生等に対して林業への就業説明会やお試し林業体験等を実施するとともに、建設業等からの参入を促す新規参入研修や林業専門作業員のリーダーの育成およびスキルアップを図るための研修を実施するなど林業事業者の育成を効果的に行うため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、知事が「林業労働力確保支援センター」として県内で唯一指定している長崎県林業協会と連携して実施することが必要であるため、当該団体に委託するもの。	第167条の2第1項 第3号
11	農林部	林政課	2020年 4月30日	令和2年度新土木工事積算システムデータ（森林土木体系）改定業務委託	8,030,000	長崎市田中町585番地5 扇製鋼ソリューションズ株式 会社 代表取締役 瀧口晴樹	本業務はシステムの改変を伴い、プログラムの複製や改変、一部使用は著作権を侵害する行為となるため、著作権を有する扇精光ソリューションズ株式会社以外には改変を行うことができない。	第167条の2第1項 第2号
12	農林部	林政課	2020年 5月1日	伐木・安全技術向上に向けた林業技術者交流事業業務委託	4,996,313	諫早市貝津町1122-6 一般社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江 利春	森林組合や民間事業者の枠を超えて、林業技術者の伐採技術の向上を図り、担い手を育成していく取り組みを効果的に行うためには、県下の林業団体（長崎県森林組合連合会、長崎県治山林道協会、長崎県森林土木建設業協会、長崎県木材組合連合会、長崎県林業公社、長崎県林業コンサルタント）が組織し、かつ「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、知事が「林業労働力確保支援センター」として県内で唯一指定している長崎県林業協会と連携して実施することが必要であるため、当該団体に委託するもの。	第167条の2第1項 第2号
13	農林部	林政課	2020年 6月19日	令和2年度新たな森林管理システムモデル推進 業務委託	2,992,990	諫早市貝津町1122-6 公益社団法人 長崎県林業公 社 理事長 綾香 直芳	長崎県林業公社は、入札発注して森林整備を行なう県内唯一の森林整備法人である。さらに、分収林契約の契約事務に伴う法定相続人の探索をはじめ、林業経営の可否判断や森林整備事業の設計・積算・現場監督までの一連の業務に関するマニュアル作成と研修会業務を一体となって実施できるのは、長崎県林業公社のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	農林部	肉用牛改良センター	2020年 4月1日	肉用牛の委託販売	単価契約 別紙のとおり	福岡県太宰府市都府楼南5-15-2 JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 伊藤 浩紀	肉用牛改良センターでは、種雄牛の能力を判定する必要から日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
15	農林部	肉用牛改良センター	2020年 4月7日	現検牛計4頭(友輝他)売買契約(彦岐)検定班	2,695,000	彦岐市芦辺町国分東触706番地 彦岐肉用牛改良組合 組合長 成石 定建	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
16	農林部	肉用牛改良センター	2020年 4月14日	現検牛7頭(大幸他)売買契約	5,093,000	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
17	農林部	肉用牛改良センター	2020年 4月14日	現検牛3頭(大西海77他)売買契約	単価契約 @2,002,000.00	長崎市興善町6番7号 長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 森口 純一	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	農林部	肉用牛改良センター	2020年 4月14日	直検牛2頭(姫晴久他)売買契約	1,958,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
19	農林部	肉用牛改良センター	2020年 4月20日	現場検定牛計11頭(美津友他)売買契約	6,380,000	雲仙市吾妻町永中名1283 -1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
20	農林部	肉用牛改良センター	2020年 4月23日	現検牛3頭(幸桜他)売買契約	2,338,600	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
21	農林部	肉用牛改良センター	2020年 5月28日	現検牛計7頭(英明他)売買契約(苓岐)検定班	4,895,000	苓岐市芦辺町国分東触706 番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 成石 定建	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	農林部	肉用牛改良センター	2020年 5月29日	直検牛2頭(海斗他)売買契約	1,936,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
23	農林部	肉用牛改良センター	2020年 6月17日	現場検定牛計8頭(田代英他)売買契約	4,666,200	雲仙市吾妻町永中名1283 -1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
24	農林部	肉用牛改良センター	2020年 6月22日	直検牛1頭(玉石2)売買契約	1,023,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
25	農林部	肉用牛改良センター	2020年 8月3日	直接検定牛計2頭(芽辰茂他)売買契約	1,738,000	雲仙市吾妻町永中名1283 -1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	農林部	肉用牛改良センター	2020年 9月28日	直検牛2頭(姫晴久他)売買契約	1,958,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
27	農林部	肉用牛改良センター	2021年 1月22日	現検牛3頭(準人他)売買契約	2,343,000	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
28	農林部	肉用牛改良センター	2021年 2月1日	直検牛1頭(蒼)売買契約	1,089,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
29	農林部	肉用牛改良センター	2021年 2月1日	現検牛4頭(勝男他)売買契約	3,289,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	農林部	肉用牛改良センター	2021年 2月1日	現検牛3頭(大西海113他)売買契約	単価契約 @2,574,000.00	長崎市興善町6番7号 長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 森口 純一	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
31	農林部	肉用牛改良センター	2021年 2月17日	現検牛2頭(殿他)売買契約	1,694,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
32	農林部	農林技術開発センター	2020年 4月1日	豚の委託販売	単価契約 別紙のとおり	島原市大三東戊667-1 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 中村一彌	当センターでは年間300~400頭の試験を行い、試験終了後には枝肉や肉質を測定分析する必要がある。 正確なデータを収集するため試験豚は一定体重(約110kg)でと畜することとしているが、個体差があるため、出荷期には目標体重に達した豚から週2回程度の頻度で出荷している。また、枝肉調査についてもその都度実施するため、移送中の事故回避や試験豚への移送ストレスを極力かけずに正確なデータを収集するためにも、当センターからもっとも近い島原半島地域食肉センターへの出荷が不可欠である。 島原半島地域食肉センターへ出荷し、試験設計に対応した集出荷に対応できるのは雲仙養豚農業協同組合であり、契約相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
33	農林部	農林技術開発センター	2020年 4月1日	肉用牛の委託販売	単価契約 別紙のとおり	福岡県大宰府市都府楼南5-15-2 JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部本部長 伊藤浩紀	農林技術開発センターでは、「長崎和牛」のブランド確立と効率的かつ省力的な生産管理技術の確立のため研究を行う目的から、評価を実施している(公社)日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算、サンプルの確保まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	農林部	農林技術開発センター	2020年 12月8日	肥育素牛(去勢子牛(黒毛和種))購入	7,279,800	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会長崎 県本部県南畜産事業所 所長 山本 達志	農林技術開発センターでは、「長崎和牛」のブランド確立と効率的かつ省力的な生産管理技術の確立のため研究を行っている。このため、試験に必要な系統・発育の条件を満たした一定の月齢の対象子牛を、同時に必要頭数確保しなければならない。 子牛の購入は、家畜取引法において、公正な取引と適正な価格形成を確保するため家畜市場において売買することとされている。 一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、購入方法は、家畜市場の業務規定にある評価購買(随意契約)とする。 条件を満たす子牛の頭数が充分確保でき、輸送コストのかからないのは県南市場しかない。 「評価購買」 家畜市場が評価委員を定め、家畜の評価を決定し、これを基に随意契約を行う方法	第167条の2第1項 第2号
35	農林部	農業大学校	2020年 6月17日	肥育素牛(黒毛和種去勢牛)5頭売買契約	3,718,000	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会長崎 県本部県南畜産事業所 所長 山本 達志	農業大学校畜産学科学士の飼養管理技術の習得、プロジェクト学習のための材料牛として、黒毛和種去勢牛6頭を用いることとしている。うち1頭は畜産学科で生産した子牛を用いるため、5頭を購入する必要がある。なお、飼養管理による影響を明確にするため、血統や生まれた時期を考慮し発育・体型の良好なものを購入する必要があり、生産者の協力を得て候補牛の発育、体型調査を実施し購入する牛を決定している。家畜取引法により、子牛の売買は公正な取引と適正な価格形成を確保するため、家畜市場によることとされており、長崎県子牛子馬取引条例第3条で、「子牛及び子馬は家畜取引法に基づく家畜市場においてせり売又は入札に附したものでなければ、これを売買又は交換してはならない。」とあり、黒毛和種子牛全頭が家畜市場で取引されている。また、同法第15条では「ただし、特殊な資質を有する家畜の売買を行う場合その他せり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認められる場合であって、開設者が農林水産省令で定める手続きにより都道府県知事の許可を受けて業務規程により「せり買」と「評価(随意契約)」により、取引が行われているところである。一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する。」とあり、せり買いは規定されていないため、評価購買(随意契約)とする。なお、県内に家畜市場は6箇所あるが、購入後の子牛の輸送ストレスや輸送経費、審査選定までの経費・時間を考慮し畜産学科に一番近い県南家畜市場より購入する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

部局名：農林部 肉用牛改良センター 契約日：令和2年4月1日

契約の名称：肉用牛の委託販売

項 目	単 価	備 考
販売手数料	販売価格の0.6%又は1.6%	
互助金	販売価格の0.2%	
と場経費	定められた経費	
運搬料	実費額	

別紙

部局名：農政課（農林技術開発センター） 契約日：令和2年4月1日

契約の名称：豚の委託販売

項 目	単 価	備 考
販売手数料	販売価格の2.0%	
と畜検査料	1頭につき330円	
と場経費	定められた経費	
運搬料	定められた経費の実費額	

別紙

部局名：農政課（農林技術開発センター） 契約日：令和2年4月1日

契約の名称：肉用牛の委託販売

項 目	単 価	備 考
販売手数料	販売価格の0.6%又は1.6%	
互助金	販売価格の0.2%	
と場経費	定められた経費	
運搬料	実費額	